



Aoba NEWSLETTER

Vol. 80

2020年08月20日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

「海南自由貿易港全体計画」の解説.....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	7
2020年版の外商投資参入におけるネガティブリストの公布.....	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
【法規リンク】.....	9
財務部 税関総署 税務総局による 海南離島旅行客免税ショッピング政策に関する政策公告.....	10
【背景】.....	10
【影響】.....	10
【主要内容】.....	10
【法規リンク】.....	11
海南自由貿易港における企業所得税優遇制政策の通知.....	12
【背景】.....	12
【影響】.....	12
【主要内容】.....	12
【法規リンク】.....	13
企業設立サービスの更なる改善に係る通知(意見徴収稿).....	13
【背景】.....	15
【影響】.....	15
【主要内容】.....	15
【法規リンク】.....	16

「海南自由貿易港全体計画」の解説

【背景】

中国共産党中央、国務院は6月1日に「海南自由貿易港全体案」(以下「方案」と略称する)を公布し、海南自由貿易港の建設に対して全体的な設計を行い、海南島を中国の開放型経済の先駆地及びハイレベル自由貿易港として設立する。

【影響】

方案の制度と政策はすべて、海南自由貿易港の建設のための基礎を構築し、世界レベルにおいて最先端、ハイエンドの資源を海南に集めて、海南島をより魅力的で競争力のある投資のホットスポットにすることがねらいとなっている。

【主要内容】

方案では、海南自由貿易港の実施範囲は海南島全島が対象となっており、全体的な要求、制度設計、ステップ毎の段階的手配、組織実施の4つの方面から全面的に海南自由貿易港を建設することとしている。主な内容は以下の通りである。

一、制度の設計

方案は、一連の貿易、投資、金融、輸送、人員の出国、データのクロスボーダ一流動に関する革新制度を提出し、且つ税収制度と法治制度においても革新的な手配をする。具体的には、

1. 貿易の自由と利便

有効な監督管理を実現する前提の下で、海南島全土において税関監督特殊区域と見なされ、税関運営が行われるような区域として建設する。貨物貿易に対して、「ゼロ関税」を基本的な特徴とする自由化・利便化政策措置を実施する。サービス貿易に対しては、「参入でき、経営許可もされる」ことを基本的な特徴とする自由化・利便化政策措置を実施する。

2. 投資の自由と利便

海南自由貿易港市場への参入を大幅に緩和し、財産権保護を強化することで、公平な競争を保障する。

3. クロスボーダー資金の流動の自由と利便

段階的に資本項目を開放し、海南自由貿易港と海外資金の自由で便利な流動を秩序立てて推進する。

4. 人員の出入りの自由と利便

より開放的な人材と居留政策を実行し、人材集積の先駆的な場所を構築する。渉外安全リスクを有効に防止・コントロールする前提で、より便利な出入国管理政策を実行する。

5. 輸送往来の自由と利便

自由で便利な開放的な輸送政策を実施し、西部における陸・海の新通路として国際運輸中枢と航空中枢の建設を推進し、現代的な総合交通運輸システムの構築を加速する。

6. データの安全性と秩序だった流動

データの流動の安全性を確保するという前提の下で、データ分野の開放範囲を拡大し、安全制度の設計を革新する。十分なデータ集積を実現させることで、デジタル経済を育成・発展させる。

7. 税金制度

ゼロ関税、低税率、税制の簡素化、法治強化、段階別の原則に従って、高レベルの自由貿易港に適応した税金制度を徐々に確立していく。

8. 法治制度

海南自由貿易港法を基礎として、地方性法規と商事紛争解決メカニズムを中心とした自由貿易港法治システムを構築する。

二、段階的建設

方案によれば、2つの段階に分けて海南自由貿易港の建設を推進する。2025年までに基礎を固め、短所の補強に力を入れ、政策の早期の実施を加速することで、条件が成熟した時に適時、海南島全土において税関監督特殊区域と見なし、全土での税関運営実施のために準備を整える。2035年までに、各種の政策の実施を全面的に推進し、各種要素の利便的かつ効率的な流動を実現し、基本的に成熟した自由貿易港制度体系と運営モデルを形成する。2つの段階のタスクはそれぞれ以下の通りとなる。

2025 年までの重点任務	2035 年までの重点任務
<ol style="list-style-type: none"> 1. 税関の特殊監督管理区域の建設の強化 2. 一部輸入品のゼロ関税政策の実施 3. クロスボーダーサービス貿易制限の削減 4. 「極めて簡潔な審査」による投資制度の実行 5. クロスボーダー証券投資融資政策の改革試行 6. 金融業の対内及び対外の開放の加速 7. 金融サービスの実体経済能力の増強 8. より便利な NO ビザ入国措置の実施 9. より開放的な船舶輸送政策の実施 10. より開放的な航空輸送政策の実施 11. データ流動の便利化 12. 産業の対外開放の向上 13. 税収政策の最適化 14. 中央財政の支援強化 15. 十分な法的授權の付与 16. 用地用海の確保の強化 17. 海南島全土において税関運営が行えるような準備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貿易の自由化と利便化の実現 2. 投資の自由化と便利化の実現 3. クロスボーダー資金の流動の自由化と利便化の実現 4. 人員の出入りの自由化の実現 5. 輸送の自由化と便利化の実現 6. データの安全性、秩序ある流動の実現 7. 財政・租税制度の改革の更なる推進

【法規リンク】

中国共産党中央 国務院は「海南自由貿易港建設全体計画」を公布する
http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.html

2020年版の外商投資参入におけるネガティブリストの 公布

【背景】

2020年6月23日に中国国家発展改革委員会、商務部より第32号令と第33号令が公布され、それにより、「外商投資参入における特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入における特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」がそれぞれ公布され、2020年7月23日より施行される。それに伴って、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入における特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」が同時に廃止された。

【影響】

今年に入ってから、新型コロナウイルスの拡散により、世界の多国籍投資に大きな衝撃を与え、世界経済は深刻な影響を受けた。2020年版の外商投資参入におけるネガティブリストの公布は、より広範囲、より広い分野、より深いレベルの全面開放を実施するための重要な措置であり、当ネガティブリストは「外商投資法」の施行後、ネガティブリスト管理制度を推進するための最新の付帯文書である。この公布は中国が確実に経済のグローバル化と国際投資を支持し、外商投資環境をより完備させ、より高水準で経済の高品質な発展を促進することを示している。

【主要内容】

今回の改正は、特別管理措置項目を増やさず、減少のみの原則に従い、外商投資参入におけるネガティブリストを更に簡素化した。2019年版と比較しても、2020年版の外商投資参入におけるネガティブリストは更に簡素化されている。このうち、全国のネガティブリストの特別管理措置項目は40条から33条に削減され、削減率は17.5%となった。自由貿易試験区ネガティブリストの項目は37条から30条まで削減され、削減率は18.9%である。主な変化については下記の通りである。

- ① サービス業の重点分野の開放プロセスを加速化させる。金融分野においては、証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物会社、生命保険会社の外資持ち株率への制限を撤廃する。インフラ分野においては、中方を支配株主とする企業のみが人口 50 万人以上の都市の排水管網の建設・運営に携われるという規定を廃止する。
- ② 製造業、農業の参入を緩和させる。製造業分野においては、商用車製造に関する外資持分率の制限を撤廃し、放射性鉍物精製、加工及び核燃料生産への外商投資を禁止する規定を取りやめる。農業分野においては、小麦の新品種の育成と種の生産条件が緩和され、中方を支配株主とするという条件規定から中方の持ち株率が 34%を下回らないという条件規定に変更された。
- ③ 自由貿易試験区にて引き続き先行試験を実施する。全国開放措置を踏まえ、自由貿易試験区において引き続き先行試験を実施する。医薬分野においては、漢方薬の“蒸す”、“炒める”、“炙る”、“焼く”などの加工処理技術の応用及び漢方薬の秘伝処方箋製品の生産への外商投資参入を開放する。教育分野においては、学制職業教育機関の設立の 100%の外商投資を許可する。

【法規リンク】

「外商投資参入における特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html

「自由貿易試験区外商投資参入における特別管理措置(ネガティブリスト)
(2020年版)」

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html

財務部 税関総署 税務総局による 海南離島旅行客免税ショッピング政策に関する政策公告

【背景】

2020年6月1日、党中央、国務院が「海南自由貿易港建設総体方案」(以下は「総体方案」という)を公布し、「離島免税ショッピング年間限度額を1人あたり10万元に引き上げ、免税商品の種類を充実させる」と提起した。「総体方案」を実行し、高品質な自由貿易港を建設するために、国務院の同意のもとで、財務部、税関総署、税務総局は、「海南離島旅行客免税ショッピング政策に関する公告」(以下は「公告」という)を公布し、2020年7月1日から実施する。

【影響】

中国は2011年から(海南省で)離島旅行客免税ショッピング政策を試行し始めて以来、海南省国際観光島建設を促進し、海南省観光消費及び関連産業の発展に拍車をかけてきた。今回の政策の調整度を強めたことによって、消費者のショッピング体験を改善し、政策の恩恵を放出することで、大衆の幸福感を高め、海南国際観光消費センターの建設を促進し、各界の海南自由貿易港建設に対する信念を強めることがねらいだ。

【主要内容】

離島旅行客の免税ショッピング年間限度額を1人あたり10万元に設定し、回数制限はない。免税商品の種類を充実させ、電子消費製品などの7種類の消費者に人気のある商品を増やす。化粧品、携帯電話、そしてアルコール類商品に対してのみ1回の購買で購入できる数量を設定する。旅行客が購入した商品のうち、免税限度額・数量を超えた部分に対して、規則に従い、輸入商品関税を徴収する。また、免税商品販売資格を所有する経営主体は、規定に則って海南離島免税経営に参加することができる。

以前の政策と比べ、「公告」では主に下記のような調整が行われている。

- (1) 免税ショッピング年間限度額を、1人あたり3万人民元から10万人民元までの引き上げる
- (2) 離島免税商品種類を45種に増加

- (3) 単品の免税限度額 8000 人民元の規定の取り消し
- (4) 限度額の管理を中心として、1回の購買で数量制限のある商品種類を大幅に減少させる
- (5) 適度な競争を奨励し、免税品販売資格を所有する経営主体は全員平等に海南離島免税経営に参加可能
- (6) 事中・事後の監督管理を強化し、転売、密輸に関与する個人、企業、離島免税店が負うべき法律責任を明確にする

【法規リンク】

「海南離島旅行客免税ショッピング政策に関する公告」財務部、税関総署、税務総局による公告 2020 年第 33 号

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/29/content_5522649.htm

海南自由貿易港における企業所得税優遇政策 の通知

【背景】

2020年6月1日、中国共産党中央委員会、国務院は「海南自由貿易港の建設の総体法案」を發布し、海南が模索を続け、中国の特色となるような自由貿易港の建設、また、その建設を段階分けし、その段階ごとに自由貿易港政策と制度体系を作り上げることを支持している。「方案」の發布より、海南自由貿易港建設は全面実施の段階へ突入する。2020年6月23日、財政部税務総局は「海南自由貿易港における企業所得税優遇政策の通知」を發布し、税収制度方面において率先して海南自由貿易港の建設を推進している。2020年1月1日より2024年12月31日まで実施される。

【影響】

今回の旅行業、現代サービス、ハイテク産業の税収優遇措置は、海外企業の直接の海南への投資を奨励するだけでなく、二重課税を避けることにも有益である。企業は海外において投資を行い、利益は海南に集約されても同じように免税となり、海外業務を持つ企業にとっては、海南を企業登記場所として選択することが利点となり、国の海南に自由貿易港を設立するという政策をサポートするものとなる。

【主要内容】

- 一、海南自由貿易港での登録と実際に運営している奨励産業企業に対して、税率を引き下げ、15%の税率にて企業所得税を徴収する。

奨励産業とは、海南自由貿易港の奨励産業リストに規定されている産業プロジェクトを主營業務としており、その主營業務の収入が企業収入総額の60%以上を占める企業を指す。

実質的に運営するというのは、企業の実質的な管理機構が海南自由貿易港にあり、且つ企業の生産経営、人員、財務、財産などに対する実質的、全面的な管理とコントロールが行われていることを指す。実質的な運営企業という条件に合致しなければ、優遇を享受することはできない。

二、 海南自由貿易港に設立された旅行業、現代サービス業、ハイテク産業企業は新たに海外での投資で取得した所得については、企業所得税を免除する。

新たに海外で直接投資した所得とは下記の条件に合致するものをいう。

- 1、海外新設の分岐機構より得た営業利益。もしくは、持ち株比率 20%以上の海外子会社の配当と新たに増えた海外直接投資の相応する配当金所得。
- 2、投資された国(地区)の企業所得税の法定税率が5%を下回らない。本条で呼ぶ旅行業、現代サービス、ハイテク産業とは海南自由貿易港の奨励類産業リストに従って実施される。

三、 海南自由貿易港に設立する企業にとって、新たに購入(自設、自身での開発を含む)した固定資産もしくは無形資産において、事業所の価値が 500 万元以下であれば、納税所得額を計算する際に控除する部分に一次的に当期費用にて計上することが許され、年度原価償却と償却の計算に分けなくてよい。新たに購入(自設、自身での開発を含む)の固定資産もしくは無形資産においては、事業価値が 500 万元以上の場合、減価償却、償却年限もしくは加速償却、償却の方法が短縮ができる。

本条で言う固定資産とは家屋、建築物以外の固定資産を指す。

【法規リンク】

- 1、「海南自由貿易港の企業所得税の優遇政策に係る通知」財税[2020]31号

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-06/30/content_5522949.htm

- 2、海南自由貿易港地の奨励産業リスト「産業構造調整指導リスト(2019年版)」

http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/06/content_5449193.htm

「奨励外商投資産業リスト(2019年版)」

http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/30/content_5404701.htm

上述の奨励産業リスト以外にも、本通知執行期間中に修正した海南自由貿易港における新設の奨励産業リストを含んでいる。上述リストが期限内に改定された場合については、その改訂版実施日より新たなものに従って実行される。

企業設立サービスの更なる改善に係る通知 (意見徴収稿)

【背景】

2020年「政府業務報告」を確実に実施するために、「放管服」¹改革を進め、市場化、法治化、国際化されたビジネス環境を継続的に作り上げ、市場監督総局、発展改革委員、公安部、人力資源と社会保障部、住宅と都市建設部、税務局は2020年6月24日に企業設立サービスの改善、企業設立の全プロセスのオンライン手続きを載せた「通知」を發布した。

【影響】

この「通知」の推進により、企業設立作業の効率を上げ、企業設立フローを絶えず改善する。また、1回のログインですべての手続きを完了できるサービスを改善し、部門内の情報共有などの基礎作業を強化することで、企業設立の基準を整理し、規範化を促進する。

【主要内容】

一、企業設立の全プロセスのオンライン手続きの実施

2020年年末までに全国で企業設立の1回のログインですべての手続きを完了できるサービスのプラットフォームを開通させ、全国各地企業設立の全ステップをオンライン手続きで実現させる。オンラインによる、企業登記、公印の刻印、発票と税コントロール装置、従業員保険加入登記、住宅積立金の企業分の支払い積み立て登記の「1回手続き」を推進する。1回のみ申請者の身分検証を経て、1回のログインで会社設立に関するすべての事項及び設立後の従業員保険加入登記、住宅積立金の企業支払い積み立て分の登記など企業設立サービスに関する事項の完了実現を推進する。

¹ 「放管服」とは、政府機構を簡潔にし、権利を開放する、管理結合を開放し、サービスを改善することの略称。「放」は政府機構、権利の開放、門戸を下げることを意味する。「管」は新しい監督管理を作り上げ、公平な競争を促進する。「服」は高効率なサービスによって、便利な環境を作り出すことを指す。

二、企業設立にかかる期間とポイントの短縮とコスト低減

2020 年年末までに、全国において企業設立時間の短縮を行い、4 営業日以内にする。条件が整っている地区については3営業日まで短縮することができる。従業員の社会保険加入登記、住宅積立金の企業支払い積み立て登記、公印の刻印など1回のログインですべての手続きを完了できる仕組みを推進する。関連の申請は、企業に経営許可証のコピーや法定代表人(責任者など)の身分証明に関する資料の提出を必要としない。条件が整っている地区は無料にて新設企業に税務 Ukey²を提供する。

三、電子営業許可証、電子発票、電子印章の応用を推進

2020 年年末までに電子営業許可証をオンライン上での企業設立に係る手続きでの合法的で、有効な身分証明と電子署名の手段として推進する。増値税電子普通発票と増値税専用発票の電子化を引き続き推進する。条件が揃う地区では、電子営業許可証と電子印章を同時に提供し、電子印章を推進する。

【法規リンク】

「企業開設サービスの改善の通知」

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200624_317403.html

² UKey とは、USB を通して、直接パソコンとをつなぐもので、パスワード検証機能を持つ、高速の小型メモリー装置。Ukey は現行のインターネット安全システムとして有効性を発揮し、中国情報安全測定認証センターによって認証されるインターネット安全商品である。信頼性のあるパソコン及び IC カード技術に基づき、使いやすさ、携帯性の良さと高レベルな安全性を Microsoft IE や Netscape Navigator を使用してインターネット利用を補助し、E メールを受発信、オンラインでの会話及び資料への署名、資料数字への署名などの操作を行ユーザーに対して、Ukey を使用することで改ざんなどの危険性を防ぐことを保障するようなもの。